

令和2年4月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第16号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第17号	八戸市文化財審議委員の委嘱について	3
議案第18号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5

議案第16号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

令和2年4月24日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市社会教育委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
きむら きくこ 木村 喜久子	八戸市私立幼稚園協会
いまい ゆういち 今井 裕一	八戸市小学校長会 会長
おがさわら とおる 小笠原 徹	八戸市中学校長会 会長
いしばし のぶゆき 石橋 伸之	八戸市連合父母と教師の会 会長
みやこ ひろふみ 宮古 博文	八戸市文化協会 事務局長
おおやま しんじ 大山 慎司	公益社団法人八戸青年会議所 理事長
きむら たかし 木村 孝志	八戸市少年団体活動振興協議会 理事
こすぎ まさひさ 小杉 雅永	八戸市子ども会育成連合会 事務局長
きくち たかはる 菊池 高晴	あおもり県民カレッジ三八学友会 副会長
なかむら いくこ 中村 郁子	鷗盟大学社交ダンスクラブ 39期 部長
おおみなみ たかよ 大南 累世	AOMORI バルーン集団ねじりんご 八戸代表
ねじょう たかゆき 根城 隆幸	八戸学院大学 教授
すずき やすひろ 鈴木 康弘	八戸学院大学短期大学部 講師
つ ま まゆみ 津馬 真弓	公 募
はしもと むつこ 橋本 睦子	公 募

任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとする。

議案第17号

八戸市文化財審議委員の委嘱について
八戸市文化財審議委員に別紙の者を委嘱する。

令和2年4月24日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

八戸市文化財審議委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	専 門 分 野
たかはし あきら 高橋 晃	植 物
みうら ただし 三浦 忠司	近 世
さいとう まさと 斎藤 政人	建 築
くまがい りゅうじ 熊谷 隆次	近 世
たきじり よしひで 滝尻 善英	民 俗
くどう たけひさ 工藤 竹久	考 古
やまだ やすこ 山田 泰子	美術工芸

任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとする。

議案第18号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和2年4月24日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引
き上げるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「における」を「（附則第1条の4第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。）における」に改める。

第7条の2第2項第1号中「165,150円」を「166,950円」に改め、同項第2号中「70,790円」を「72,990円」に改め、同項第3号中「82,580円」を「83,480円」に改め、同項第4号中「35,400円」を「36,500円」に改める。

附則第1条の4第5項及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中	6,198円	7,955円	9,580円	を	6,245円	8,003円	9,608円
	5,225円	6,203円	6,880円		5,263円	6,240円	6,900円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の2第2項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第1条の4第5項及び第6項（これらの規定を附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後の第2条第2項に規定する事故発生日（以下「事故発生日」という。）が令和2年4月1日以後である障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）について適用し、事故発生日が同日前である前払一時金については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並

びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日(附則第1条の4第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第13条第2項第2号において単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(介護補償) 第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が166,950円を超えるときは、166,950円)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下である場合に限る。) 72,990円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が83,480円を超えるときは、83,480円)</p>	<p>(補償基礎額) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日(附則第1条の4第5項及び第6項において単に「事故発生日」という。)における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数(第13条第2項第2号において単に「経験年数」という。)に応じて、別表に定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(介護補償) 第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害(障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が165,150円を超えるときは、165,150円)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下である場合に限る。) 70,790円</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(同号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が82,580円を超えるときは、82,580円)</p>

改正後

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。） 36,500円

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第1条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、事故発生日における法定利率に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるとすきは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるとすきは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 (略)

改正前

(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。） 35,400円

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第1条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき理由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、100分の5に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるとすきは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるとすきは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 (略)

改正後

改正前

別表（第2条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245円	8,003円	9,608円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263円	6,240円	6,900円	8,028円	8,908円	9,370円

別表（第2条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円